

傷害総合保険

重要事項説明書の補足事項

AIG 損害保険株式会社

この補足事項では、傷害総合保険「重要事項説明書」において  マークを記載した事項およびその他ご留意いただきたい事項についてご説明しています。重要事項説明書とあわせてご確認ください。

1. 所定の手術とは

次のAまたはBをいいます。

A. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（列挙されている手術は、公的医療保険制度を利用していない場合であっても、保険金のお支払い対象となります。）

ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非親血的または徒手的な整復術・整復固定術・授動術および抜歯手術を除きます。

B. 先進医療に該当する手術

2. 乗り物とは

「保険の約款」に定める「交通乗用具」で、例えば以下のような乗用具をいいます。

●陸上の乗用具（※1）

…電車、自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）、原動機付自転車、自転車、ベビーカー

●空の乗用具…航空機（飛行機、ヘリコプターなど）

●水上の乗用具（※2）…船舶（ヨット、モーターボートなど）

●その他の乗用具（※3）…エレベーター、エスカレーター、動く歩道（※1）遊戯施設内の乗り物（ジェットコースター、ゴカートなど）、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊具（原動機を用いないキックボード、スケートボード、遊戯用のそりなど）などは除きます。

（※2）幼児用のゴムボート、サーフボードなどは除きます。

（※3）立体駐車場のリフトなど専ら物品輸送用に設置された装置などは除きます。

3. 事故が起こった場合の手続

（1）保険金をお支払いする事故が発生した場合は、30 日以内に取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。正当な理由なくご通知がない場合や、知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

（2）賠償責任に対する補償（特約）をセットしたご契約で、賠償事故の際、被害者（事故の相手方）から損害賠償請求を受けた、または訴訟となった場合は、直ちにご連絡ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

（3）保険金請求権には時効（3 年）がありますので、ご注意ください。

（4）保険金を請求する際は、例えば次表のような「保険の約款」に定める書類のうち、弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
本人・請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書 など
請求権者であることの確認	戸籍謄本 など
保険事故発生の確認	交通事故証明書 など
損害額の確認	診断書、治療費領収書 など
被保険者であることの確認	健康保険証（写）、住民票、従業員証明書 など
その他	同意書（医療機関照会用）、運転免許証（写） など

（5）弊社では、保険金のご請求手続が完了した日からその日を含めて 30 日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、「保険の約款」に定める特別な調査などが必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

4. 代理請求人制度

被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人（親権者、成年後見人など）がいない場合に、次の①～③の方により保険金を請求いただくことができます。

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（※1）

②被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族（※2）（①の配偶者（※1）がいない場合または①の配偶者（※1）に保険金を請求できない事情がある場合）

③ ①以外の配偶者（※1）または②以外の 3 親等内の親族（※2）（①、②の方がいずれもいない場合または①、②の方がいずれにも保険金を請求できない事情がある場合）

（※1）法律上の配偶者に限ります。

（※2）法律上の親族に限ります。

5. 被害者（事故の相手方）の先取特権

賠償責任に対する補償（特約）においては、被害者（事故の相手方）には債権者に優先して、弊社に対して損害賠償額を請求することができる権利（先取特権）があります。

6. 共同保険

ご契約が複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

7. 契約内容登録制度

損害保険会社などの間では、傷害保険などについて不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結時および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について、一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報などにより確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。

（注）具体的には、損害保険の種類、ご契約者名、被保険者名、保険金額、取扱損害保険会社などの項目について確認を行っております。

8. 包括契約の保険料精算

包括契約でご契約いただく場合の保険料は「暫定保険料」です。毎月一定日（または保険期間終了後）までに確定した人数等の報告をしていただき、それに基づいた「確定保険料」と「暫定保険料」との差額を精算いただきます。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

9. 保険証券の確認・保管

（1）ご契約後、1 か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。

（2）保険証券は、保険契約の内容が記載されている重要な書類です。内容をご確認いただき、記載内容が事実と異なる場合は、直ちに取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

（3）保険証券は大切に保管してください。

<裏面に続きます。>

傷害総合保険

重要事項説明書の補足事項

AIG 損害保険株式会社

この補足事項では、傷害総合保険「重要事項説明書」において  マークを記載した事項およびその他ご留意いただきたい事項についてご説明しています。重要事項説明書とあわせてご確認ください。

10. 長期契約の取扱い

(1) 保険金のお支払いの限度について

次の保険金または特約について、「重要事項説明書」における「保険金をお支払いする主な場合」の次の該当箇所を読み替えます。

保険金の種類 特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	
	読替前	読替後
死亡保険金	(注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	(注) <u>同一保険年度(※)</u> 内に既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。
後遺障害保険金	(注) お支払いする保険金は、 <u>保険期間を通じて</u> 、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(注) お支払いする保険金は、 <u>各保険年度(※)ごとに</u> 、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
携行品損害補償特約 (再調達価額補償型)	(再調達価額を限度とし、また、 <u>保険期間を通じて</u> 、ご契約の保険金額限度)	(再調達価額を限度とし、また、 <u>各保険年度(※)ごとに</u> 、ご契約の保険金額限度)

(※) 保険年度とは、初年度は保険期間の開始日から1年間、第2年度目以降は毎年迎える保険期間の開始日の応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある場合は、初年度は保険期間の開始日からその端日数期間、第2年度は初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険期間が1年を超える契約については、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは90%(※)の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(※) 保険期間が5年を超える契約で、主務大臣の定める率より高い予定利率を適用している契約については、90%から追加で引き下げられることがあります。